

「子ども・子育て支援新制度」に伴う 新規条例など23議案を可決・承認・同意・認定



議 場 風 景 (9月定例会初日)

9月定例会には、市長提出議案24件が提出され、継続審査とされた1議案を除く23議案を可決・承認・同意・認定としました。

また、議員提出議案2件が提出され、いずれも可決しました。

主な議案の内容は次のとおりです。

市長提出議案

○行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(原案可決)

子ども・子育て支援法の制定に伴い、教育・保育施設やその事業者が給付の対象となることについて、市が運営に関する基準に基づき確認することとなったため、新たに条例を制定するものである。

質疑 認定こども園とは何か。

答 認定こども園は、教育と保育を一体的に行う施設で、現行制度における幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設であり、認定こども園に移行することにより、児童や保護者の子育て環境の向上が図られる。

質疑 新制度移行に伴う保護者への説明について。

答 保護者を含む市民向けに市報や市ホームページ、保育所の入所案内などを通じ、周知を図っていく。

○行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (原案可決)

新たに市の認可事業とされ

る地域型保育事業(原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児が対象)の設備及び運営に関する基準について、地域性等を踏まえ、新たに条例を制定するものである。

基準の主なものとして、家庭的保育事業における保育時間を、保護者の勤務状況等を考慮し、国の基準である「原則8時間」を「原則9時間」に、また、事業所内保育事業における施設では、乳児室の面積要件を1人につき3・3㎡以上とするものである。

質疑 これらの施設の実施で市民ニーズにどう応えられるのか。また、待機児童の解消になるのか。

答 保護者の保育に対するニーズは多様化しており、認可外保育施設は保護者の生活スタイルや保育ニーズに即した選択肢の一つであると認識している。また、現在、本市に待機児童はいないが、比較的不足が見込まれる低年齢児の受け入れ態勢における量的拡充が図れるものと考ええる。

質疑 家庭的保育事業と小規

模保育事業の実施見込みは。

答 事業所内保育施設を含めた、いわゆる認可外保育施設は、現在市内に8施設あり、本年4月1日現在で90名の保育を実施している。市としては、保育需要の増大に機動的に対応できるよう、これらの施設が新制度における給付の対象となる施設への移行について積極的な支援をしていきたい。

○行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(原案可決)

市内で実施される学童保育の質の確保及び向上を図るため、事業者があらかじめ必要事項を市に届け出て学童保育を実施することが可能となつたことから、その基準について、地域性等を踏まえ、新たに条例を制定するものである。基準の主なものとして、開



東学童保育室